

回覧

がけ地の近くにお住まいの皆様へ(泉区)

~ 土砂災害に備えていただくために~

土砂災害"特別"警戒区域の指定に向けて、がけ地の現地調査等を行います。

土砂災害に備えていただくため、土砂災害防止法に基づき、「土砂災害 "特別"警戒区域(通称:レッドゾーン)」の指定に向けて、がけ地の現地調査等を行います。

1 現地調査等とは

目的

土砂災害により、被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などについて、「現地調査」や「現地測量」を行うものです。

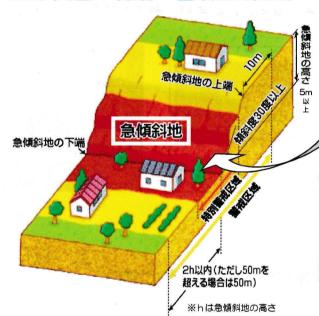
場所

横浜市「泉区」のがけ地(急傾斜地)と、これに隣接する地域

時期

2019年(令和元年)8月から2020年(令和2年)3月まで[予定] ※なお、今後の調査等の進捗状況により、変更する場合があります。

2 土砂災害"特別"警戒区域とは



土砂災害"特別"警戒区域

■建物が破壊され、住民に著しい 危害が生じるおそれがある区域

[参考] 土砂災害警戒区域

- ■土砂災害のおそれのある区域 (通称:イエローゾーン)
- ■横浜市内のがけ地における土砂 災害警戒区域は、平成 25 年度ま でに、指定を完了しています。

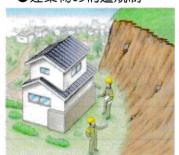
3 土砂災害"特別"警戒区域に指定されると

●特定開発行為に対する許可制





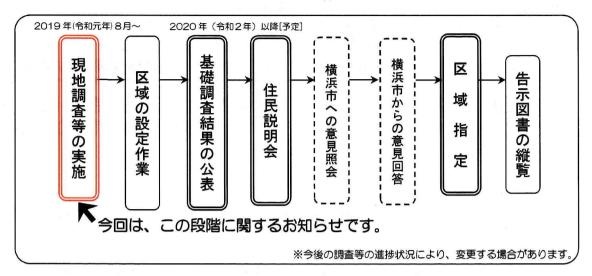
●建築物の構造規制



●建築物の移転等の勧告



4 スケジュールについて



■現地調査等に入る約1週間前には、この回覧とは別に、土地の所有者や占有者へ「郵送やポスティング」により、詳細な「現地調査等に入る旨のお知らせ」を配布いたします。

5 調査員について

■身分証明書を携帯し、腕章を着用することにより、県の委託業務の調査員である ことを明確に示します。





6 問合せ先について

■現地調査等に関すること

神奈川県 横浜川崎治水事務所 急傾斜地第二課

住所 〒220-0073 横浜市西区岡野2-12-20 <u>電話 045-411-2522(直通)</u> 8:30~12:00、13:00~17:15

■土砂災害防止法全般に関すること

神奈川県 県土整備局 河川下水道部 砂防海岸課 急傾斜地グループ

住所 〒231-8588 横浜市中区日本大通 1 電話 045-210-1111(代表) 8:30~12:00、13:00~17:15

詳しくは、

神奈川県土砂災害情報ポータル

